

平成25年定例会

予算決算常任委員会・環境生活農林水産分科会 説明資料

(議案補充説明)

1. 平成25年度当初予算関係議案について 1

- ・議案第3号「平成25年度三重県一般会計予算」
- ・議案第8号「平成25年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算」
- ・議案第9号「平成25年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算」
- ・議案第10号「平成25年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算」
- ・議案第11号「平成25年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算」

2. 平成24年度補正予算関係議案について 11

- ・議案第75号「平成24年度三重県一般会計補正予算(第9号)」
- ・議案第78号「平成24年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)」
- ・議案第79号「平成24年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)」

3. 議案第22号「みえ森と緑の県民税基金条例案」について 15

4. 議案第47号「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」 34

5. 議案第66号「農林水産関係建設事業に対する市町の負担について」… 35

6. 議案第67号「国営宮川用水第二期土地改良事業に係る償還に
対する市町の負担について」 43

7. 議案第97号「農林水産関係建設事業に対する市町の負担について」… 44

8. 議案第98号「国営中勢用水土地改良事業に対する市町の負担について」
..... 50

(所管事項説明)

1. 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に
基づく報告について 別添

平成25年3月
農林水産部

平成25年度当初予算のポイント

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

県内の農林水産業は、担い手の不足や野生鳥獣による被害、生産物価格の低迷、グローバル化の影響など、依然として厳しい状況に置かれており、農林水産物の安定供給への支障や農林水産業の活力低下が危惧されています。

一方、急速な少子高齢化やライフスタイル等の変化に加え、食の安全・安心に対する強い関心などを背景に、消費者や食品事業者等のニーズが多様化しています。

こうした社会情勢に的確に対応するためには、これまでの「作る、獲る農林水産業」から「売れる農林水産業」に、さらには「もうかる農林水産業」の実現をめざすことが重要です。

また、集中豪雨が多発するなど自然災害への脅威が高まっていることから、紀伊半島大水害の経験も踏まえ、県民の皆さんの不安を払拭するための緊急的な取組を進める必要があります。

こうした認識のもと、国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を積極的かつ効果的に活用しながら、「みえ県民カビジョン・行動計画」の2年目として、目標達成に向けて着実に取り組めます。

○ 紀伊半島大水害等からの復旧と農山漁村の防災・減災機能の強化

紀伊半島大水害等により被災した農地・農業用施設、山林や治山・林道・自然公園施設の復旧整備を進めるとともに、施設の耐震化や老朽化に備えた計画的な維持改修、山地災害対策に取り組むことにより、農山漁村における防災・減災機能の強化を図ります。

また、災害に強い森林づくりを進めるための税の円滑な導入に向けて準備を進めます。

○ 「もうかる農林水産業」の実現に向けて

「もうかる農林水産業」の実現をめざして、生産体制・生産基盤の整備、担い手の育成・確保や新商品の開発・販路開拓への支援などに取り組めます。

特に、本県の強みである「食」の魅力を生かして、産学官連携による「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した新たなプロジェクトの創出や戦略的なブランドづくりを一層進めることにより、県内農林水産業を牽引していく「売れる新商品」の開発、首都圏や海外などにおける販路開拓を強化します。また、神宮式年遷宮に合わせて、全国の有名百貨店の協力による三重県物産展を開催し、全国からの誘客と県産品の販路拡大につなげます。

さらに、依然として野生鳥獣による農林水産被害に歯止めがかからないことから、「獣害につよい地域づくり」、野生獣の「捕獲力の強化」、「獣肉等の利活用」、「生息環境の創出」を総合的に進め、被害の減少をめざします。

平成25年度 当初予算総括表（農林水産部）

○ 款別総括表

（単位：千円）

区 分	(A)平成24年度 当初予算額	(B)平成25年度 当初予算額	前年度比較 増減(B)-(A)	(B)／(A)
一般会計	35,015,635	(47,258,939) 41,613,554	(12,243,304) 6,597,919	(135.0%) 118.8%
農林水産業費	32,992,647	(45,317,057) 39,671,672	(12,324,410) 6,679,025	(137.4%) 120.2%
災害復旧費	2,022,988	1,941,882	△ 81,106	96.0%
特別会計	1,989,975	1,602,205	△ 387,770	80.5%
就農施設等資金貸付事業等	283,934	283,011	△ 923	99.7%
地方卸売市場事業	411,301	174,975	△ 236,326	42.5%
林業改善資金貸付事業	904,284	811,481	△ 92,803	89.7%
沿岸漁業改善資金貸付事業	390,456	332,738	△ 57,718	85.2%
合 計	37,005,610	(48,861,144) 43,215,759	(11,855,534) 6,210,149	(132.0%) 116.8%

※上段()は平成24年度2月補正含みベース

○事業別総括表

（単位：千円）

区 分	(A)平成24年度 当初予算額	(B)平成25年度 当初予算額	前年度比較 増減(B)-(A)	(B)／(A)
一般会計	35,015,635	(47,258,939) 41,613,554	(12,243,304) 6,597,919	(135.0%) 118.8%
公共事業	20,659,267	(29,046,385) 23,402,655	(8,387,118) 2,743,388	(140.6%) ※2 113.3% ※3
国補公共事業	11,809,820	(16,911,976) 11,415,246	(5,102,156) △ 394,574	(143.2%) 96.7%
直轄事業	3,056,929	7,412,374	4,355,445	242.5% ※4
県単公共事業	3,446,662	2,272,091	△ 1,174,571	65.9%
受託公共事業	372,868	(508,062) 361,062	(135,194) △ 11,806	(136.3%) 96.8%
災害復旧事業	1,972,988	1,941,882	△ 31,106	98.4%
非公共事業	14,356,368	(18,212,554) 18,210,899	(3,856,186) 3,854,531	(126.9%) 126.8%

※1 上段()は平成24年度2月補正含みベース

※2 直轄事業における市町負担金繰上償還分を除いたベースでは、117.2%

※3 直轄事業における市町負担金繰上償還分を除いたベースでは、89.9%

※4 市町負担金繰上償還分(4,823,721千円)を除いたベースでは、84.7%

2 主な重点項目

(1) 紀伊半島大水害等からの復旧と農山漁村の防災・減災機能の強化

【主な事業】

《紀伊半島大水害等からの復旧》

団体営災害耕地復旧事業	予算額	781,144千円
緊急復旧治山事業	予算額	439,110千円
	(H24年度2月補正含みベース)	490,410千円)
治山施設災害復旧事業	予算額	258,622千円
林道施設災害復旧事業	予算額	711,406千円
自然公園等施設災害復旧事業	予算額	9,665千円

《防災・減災対策》

地震対策ため池緊急整備事業	予算額	157,500千円
	(H24年度2月補正含みベース)	269,400千円)
基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業	予算額	523,620千円
	(H24年度2月補正含みベース)	1,227,020千円)
海岸保全施設整備事業【緊急課題解決1】	予算額	38,850千円
	(H24年度2月補正含みベース)	56,850千円)
地すべり対策事業	予算額	25,200千円
	(H24年度2月補正含みベース)	62,200千円)
森林環境創造事業	予算額	189,882千円
沿岸地域避難路等緊急整備治山事業【緊急課題解決1】	予算額	50,000千円
治山事業	予算額	3,586,743千円
	(H24年度2月補正含みベース)	4,892,501千円)
県営漁港施設機能強化事業【緊急課題解決1】	予算額	864,100千円
	(H24年度2月補正含みベース)	1,015,100千円)
漁港海岸保全事業【緊急課題解決1】	予算額	262,746千円
	(H24年度2月補正含みベース)	276,746千円)
漁港海岸防災・減災対策プログラム事業【緊急課題解決1】	予算額	—千円
	(H24年度2月補正含みベース)	35,000千円)
(新) みえ森と緑の県民税導入準備事業	予算額	17,536千円

《施設の計画的な維持改修》

基幹農業水利施設ストックマネジメント事業	予算額	156,900千円
	(H24年度2月補正含みベース)	399,850千円)
県単基幹水利施設緊急調査・補修事業	予算額	19,715千円
治山事業	予算額	3,586,743千円の一部
	(H24年度2月補正含みベース)	4,892,501千円の一部)
林道事業	予算額	561,971千円の一部
	(H24年度2月補正含みベース)	924,821千円の一部)
水産物供給基盤機能保全事業	予算額	346,140千円
	(H24年度2月補正含みベース)	424,440千円)

漁港・海岸維持修繕事業	予算額	23,554千円
県単漁港改良事業	予算額	77,225千円

(2)「もうかる農林水産業」の実現に向けて

【主な事業】

《生産体制・生産基盤の整備》

水田作物の首都圏等販売産地育成プロジェクト事業	予算額	3,750千円
園芸産地活力アップ応援事業	予算額	2,210千円
高度水利機能確保基盤整備事業	予算額	1,776,071千円
(H24年度2月補正含みベース)		2,171,396千円)

(一部新) 獣害につよい地域づくり推進事業【緊急課題解決9】

	予算額	759,136千円
森林整備加速化・林業再生基金事業	予算額	4,423,988千円
(新) アグロフォレストリーモデル事業	予算額	4,000千円
資源管理体制・機能強化総合対策事業	予算額	8,017千円
三重の未来を紡ぎ繋げる漁業振興事業(モデル構築支援水産基盤整備)【緊急課題解決7】	予算額	21,000千円
(H24年度2月補正含みベース)		308,000千円)

《担い手の育成・確保》

新規就農者総合支援事業	予算額	221,942千円
林業担い手育成確保対策事業	予算額	15,127千円
漁業版就職支援事業【緊急課題解決4】	予算額	1,538千円
農福連携・障がい者雇用推進事業【緊急課題解決6】	予算額	4,220千円
農用地利用集積特別対策事業	予算額	119,785千円
森林経営計画作成推進事業	予算額	43,419千円

《新商品の開発・販路の開拓》

みえフードイノベーション運営事業【緊急課題解決7】	予算額	32,148千円
(新) 商品化等研究成果活用促進事業	予算額	1,000千円

(一部新) 三重県産品営業拡大支援事業【緊急課題解決7】

	予算額	45,304千円
(新) 三重の畜産ブランド力向上支援事業	予算額	3,864千円
「もっと県産材を使おう」推進事業	予算額	2,481千円

紀伊半島大水害等からの復旧と農山漁村の防災・減災機能の強化

紀伊半島大水害等により被災した農地・農業用施設、山林や治山・林道・自然公園施設の復旧整備を進めるとともに、施設の耐震化や老朽化に備えた計画的な維持改修、山地災害対策に取り組むことにより、農山漁村における防災・減災機能の強化を図ります。

また、災害に強い森林づくりを進めるための税の円滑な導入に向けて準備を進めます。

農業基盤整備課	059-224-2556
森林・林業経営課	059-224-2564
治山林道課	059-224-2573
みどり共生推進課	059-224-2513
水産基盤整備課	059-224-2597

紀伊半島大水害等からの復旧

被災した農地・農業用施設の復旧整備などを実施。

- ☞ 団体営災害耕地復旧事業(781,144千円) 【農業基盤整備課】

荒廃した山林や、被災した治山・林道施設の復旧整備などを実施。

- ☞ 緊急復旧治山事業(490,410千円)2月補正含み
- ☞ 治山施設災害復旧事業(258,622千円)
- ☞ 林道施設災害復旧事業(711,406千円) 【治山林道課】

被災した自然公園施設の復旧整備などを実施。

- ☞ 自然公園等施設災害復旧事業(9,665千円) 【みどり共生推進課】

防災・減災対策

農業・農村の防災・減災対策を実施。

- ☞ 地震対策ため池緊急整備事業(269,400千円)2月補正含み
- ☞ 基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業(1,227,020千円)2月補正含み
- ☞ 海岸保全施設整備事業(56,850千円)2月補正含み
- ☞ 地すべり対策事業(62,200千円)2月補正含み 【農業基盤整備課】

森林・林業の防災・減災対策を実施。

- ☞ 森林環境創造事業(189,882千円)【森林・林業経営課】
- ☞ 沿岸地域避難路等緊急整備治山事業(50,000千円)
- ☞ 治山事業(4,892,501千円)2月補正含み 【治山林道課】

水産業・漁村の防災・減災対策を実施。

- ☞ 県営漁港施設機能強化事業(1,015,100千円)2月補正含み
- ☞ 漁港海岸保全事業(276,746千円)2月補正含み
- ☞ 漁港海岸防災・減災対策プログラム事業(35,000千円)2月補正含み【水産基盤整備課】

災害に強い森林づくりのための税導入を準備。

- ☞ (新)みえ森と緑の県民税導入準備事業(17,536千円)【みどり共生推進課】

施設の計画的な維持改修

農業用施設の計画的な維持改修などを実施。

- ☞ 基幹農業水利施設ストックマネジメント事業(399,850千円)2月補正含み
- ☞ 県単基幹水利施設緊急調査・補修事業(19,715千円) 【農業基盤整備課】

治山・林道施設の維持補修などを実施。

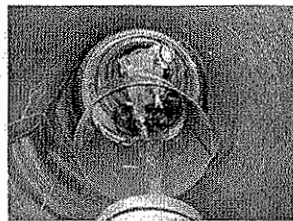
- ☞ 治山事業(4,892,501千円の一部)2月補正含み
- ☞ 林道事業(924,821千円の一部)2月補正含み【治山林道課】

水産施設の計画的な維持改修などを実施。

- ☞ 水産物供給基盤機能保全事業(424,440千円)2月補正含み
- ☞ 漁港・海岸維持修繕事業(23,554千円)
- ☞ 県単漁港改良事業(77,225千円) 【水産基盤整備課】

災害に強い農林水産業

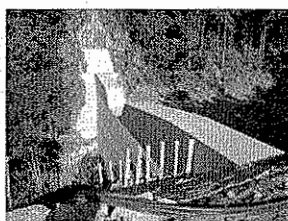
安全・安心な農山漁村



農業用水路の維持改修



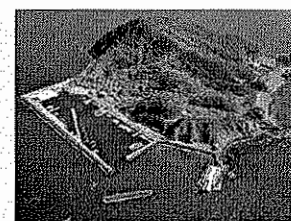
ため池の耐震化



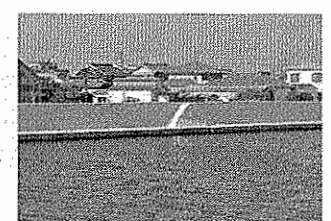
治山施設の整備



災害に強い森林づくり



災害に強い漁村づくり



漁港海岸堤防の防災対策

「もうかる農林水産業」の実現に向けて

農林水産総務課	059-224-2476	獣害対策課	059-224-2017
フードイノベーション課	059-224-2391	森林・林業経営課	059-224-2564
担い手育成課	059-224-2354	水産資源課	059-224-2522
農畜産課	059-224-2547	水産経営課	059-224-2582
農業基盤整備課	059-224-2556	水産基盤整備課	059-224-2597

「もうかる農林水産業」の実現をめざして、生産体制・生産基盤の整備、担い手の育成・確保や新商品の開発・販路の開拓への支援などに取り組みます。

生産体制・生産基盤の整備

農業生産の振興

水田作物の首都圏等販売産地育成プロジェクト外事業(3,750千円)

●首都圏等をターゲットに、競争力ある新たな県産米(結びの神)を提供できる生産体制をつくる。

園芸産地活力アップ応援事業(2,210千円)

●商圏外への出荷や県外産地と連携した生産・販売の展開など、県内園芸産地の挑戦的な取組を促進する。

高度水利機能確保基盤整備事業

(2,171,396千円)2月補正含み

●意欲ある経営体による効率的な営農体制の実現に向け、用水路のパイプライン化等高度な水利機能を備えた生産基盤を整備する。

(一部新)獣害につよい地域づくり推進事業(759,136千円)

●市町等と連携しながら、リーダーの育成・確保や地域の組織づくりなど獣害につよい地域づくりの取組を総合的に進める。

林業生産の振興

森林整備加速化・林業再生基金事業(4,423,988千円)

●林業・木材産業の再生に向け、搬出間伐、路網整備、木材加工流通施設や木質バイオマス利用施設の整備などを支援する。

(新)アグロフォレストリーモデル事業(4,000千円)

●林業の複合経営を推進するため、水田跡造林地の伐採・バイオマス利用とシイタケ原木の植林を支援する。

漁業生産の振興

資源管理体制・機能強化総合対策事業(8,017千円)

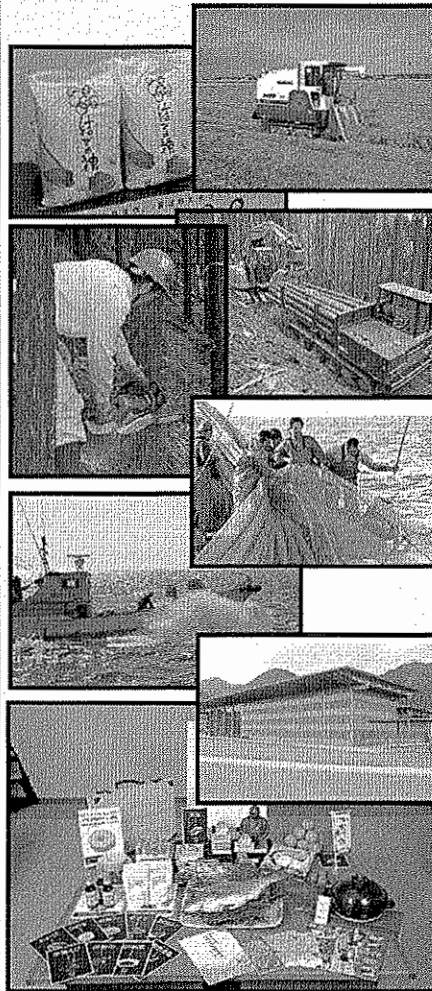
●水産資源の維持・増大に向け、漁業者による自主的な資源管理やTAC制度による漁獲量管理などの取組を進めます。

三重の未来を紡ぎ繋げる漁業振興事業

(308,000千円)2月補正含み

●養殖水産物の品質等向上を図るため、英虞湾の堆積汚泥を浚渫により除去し海域環境の改善に取り組む。

もうかる農林水産業の実現に向けて



担い手の育成・確保

新たな担い手の確保

新規就農者総合支援事業(221,942千円)

林業担い手育成確保対策事業(15,127千円)

漁業版就職支援事業(1,538千円)

●就業給付金制度等を活用して、農林水産業を担う青年等の新規就業を促進する。

農福連携・障がい者雇用推進事業(4,220千円)

●福祉事業所の農業参入や障がい者の農業就労を促進する。

経営体の規模拡大・作業集約化

農用地利用集積特別対策事業(119,785千円)

森林経営計画作成推進事業(43,419千円)

●農地集積、森林施業の集約化等をもつて、農林業経営体の経営基盤の強化を促進する。

新商品の開発・販路の開拓

新商品の開発

みえフードイノベーション運営事業(32,148千円)

●みえフードイノベーション・ネットワーク等を活用し、県内の農林水産資源を活用した新たな商品等の開発を促進する。

(新)商品化等研究成果活用促進事業(1,000千円)

●外部人材による商品化等コーディネーターの活用などにより、県研究所が持つ研究成果の商品化等を促進する。

新たな販路の開拓

(一部新)三重県産品営業拡大支援事業(45,304千円)

●首都圏や海外等での商談機会の創出、各地での物産展の開催などにより、県産品の販路拡大と全国からの誘客につなげる。

(新)三重の畜産ブランド力向上支援事業(3,864千円)

●地域畜産物のブランド力の向上のための知名度アップ、消費拡大、新しい販路の開拓などの取組を支援する。

「もっと県産材を使おう」推進事業(2,481千円)

●県産材の利用拡大を図るため、木材利用ポイント制度の推進や「三重の木」のPR活動への支援などに取り組む。

「もうかる農業」の実現に向けて

農林水産総務課	059-224-2476	農産物安全課	059-224-2543
フードイノベーション課	059-224-2391	農畜産課	059-224-2547
農業戦略課	059-224-2016	農業基盤整備課	059-224-2556
担い手育成課	059-224-2354	獣害対策課	059-224-2017

「もうかる農業」の実現をめざして、農産物生産の振興、農業経営体の育成、農村地域の振興、イノベーションの促進に取り組みます。

1 農産物生産の振興

需要に応じた生産や消費者ニーズに応える生産体制の構築
水田作物の首都圏等販売産地育成プロジェクト事業(3,750千円)
 ・首都圏等に新県産米「結びの神」を提供できる生産体制の整備
園芸産地活力アップ応援事業(2,210千円)
 ・商圏外への出荷や県外産地と連携した生産・販売の展開など、
 県内園芸産地の挑戦的な取組の促進
肉用肥育子牛増産システム構築事業(20,441千円)
 ・乳用牛への受精卵移植技術を活用した優良肉用子牛の自給体制の構築 【農畜産課】

農畜産物等の安全・安心の確保
家畜衛生防疫事業(61,601千円) 【農畜産課】
 ・家畜伝染病の予防・まん延防止、監視指導の徹底
農作物等適正管理推進事業(18,679千円) 【農産物安全課】
 ・GAPの推進等安全・安心で、環境にやさしい農業生産の推進

3 農村地域の振興

持続的な農村づくりと多面的機能の維持増進
農地・水・環境保全向上対策事業(183,000千円)
 ・地域住民等の参画による農地や農業施設等の保全活動の促進
県営中山間地域総合整備事業(1,170,735千円) 2月補正含み
 ・中山間地域の生活環境や生産基盤等の総合的な整備
農村地域自然エネルギー活用推進事業(75,500千円)
 ・小水力発電施設等の整備に向けた取組の推進
すごいやんか三重のいなかビジネス展開事業(5,721千円)
 ・交流拡大や雇用の場の創出につながる「いなかビジネス」の促進 【農業基盤整備課】

獣害につよい地域づくりの促進
(一部新) 獣害につよい地域づくり推進事業(759,136千円)
 ・リーダー育成、組織化等獣害に強い地域づくりの推進
(一部新) 地域捕獲力強化促進事業(27,863千円)
 ・サルの大量捕獲技術の開発や地域の捕獲体制の整備・強化
みえの獣肉等流通促進事業(12,495千円)
 ・企業等と連携した獣肉利用促進、供給体制整備 【獣害対策課】

選択・集中

「もうかる農業」 の実現に向けて

みえフードイノベーション プロジェクト

本県の「食」の魅力を生かした
 新商品が活発に生まれる環境整備
 と農業のものづくり風土の醸成等
 を進めることで、「もうかる農業」
 の実現に取り組む

獣害対策プロジェクト

「被害対策」と「生息管理」の
 的確な取組と、未利用資源活用の
 観点での「獣肉利用」を連携
 させることで、鳥獣被害の軽減
 に取り組む

2 農業経営体の育成

意欲ある多様な農業経営体の育成・確保
新規就農者総合支援事業(221,942千円)
 ・新規就農者等への青年就農給付金の給付
農福連携・障がい者雇用推進事業(4,220千円)
 ・農業経営体や福祉事業所での農業を通じた障がい者の就労促進
農業経営体育成普及事業(48,247千円)
 ・農業の多様な担い手を確保・育成するための普及活動の展開
 【担い手育成課】
地域活性化プラン推進事業(14,625千円) 【農業戦略課】
 ・農村資源を活用した価値創出に取り組む集落のプラン策定支援等

多様な農業経営が展開できる環境づくり
高度水利機能確保基盤整備事業(2,171,396千円) 2月補正含み
 【農業基盤整備課】
 ・経営の大規模化等を図るための用水路のハイライン化の促進
(新)商品化等研究成果活用促進事業(1,000千円)
 【農林水産総務課】
 ・外部人材の活用による県研究所成果の活用促進
産学官連携「みえのリーディング農産商品等」開発事業
(31,020千円) 【農業戦略課】
 ・食品企業等と連携した商品等開発と農業者への技術移転の推進

4 イノベーションの促進

農業の新ビジネスやマーケティング戦略の展開
みえフードイノベーション運営事業(32,148千円)
 ・ネットワークの運営や地域資源を活用する商品開発の促進
(一部新) 三重県産品営業拡大支援事業(45,304千円)
 ・首都圏等での県産品の販売促進や海外市場開拓への支援
戦略的ブランド化推進事業(9,994千円)
 ・三重の顔となる新たな三重ブランドの育成支援
 【フードイノベーション課】
(新) 三重の畜産ブランド力向上支援事業(3,864千円) 【農畜産課】
 ・地域畜産物の知名度向上や消費拡大、販路開拓等に取り組む
 団体への支援

「もうかる林業」の実現に向けて

森林・林業経営課 TEL059-224-2564
治山林道課 TEL059-224-2573
みどり共生推進課 TEL059-224-2513

「もうかる林業」の実現をめざして、県産材の利用促進、持続可能な林業生産活動の推進、林業・木材産業の担い手の育成に取り組むとともに、社会全体で支える森林づくりに取り組みます。

1 県産材の利用の促進

県産材の需要拡大

- 「もっと県産材を使おう」推進事業(2,481千円)
◎木材利用ポイント制度の推進や「三重の木」のPR活動
エコブランド「あかね材」販売促進事業(8,653千円)
◎工務店と連携し、住宅や商業施設等への「あかね材」の利用拡大
森林整備加速化・林業再生基金事業
(県産材関連1,570,345千円)
◎木材加工流通施設の整備や木造公共建築物の整備
【森林・林業経営課】

木質バイオマスエネルギー利用

- (一部新)木質バイオマスエネルギー利用促進事業(9,901千円)
◎チップ原料を供給する事業者等の収集・運搬機械の導入や新たな雇用の支援
新たな木質バイオマス供給拠点づくり事業(6,052千円)
◎東紀州における新たな木質バイオマス供給体制の整備
森林整備加速化・林業再生基金事業
(木質バイオマス関連 2,004,000千円)
◎木質バイオマス利用施設の整備【森林・林業経営課】

「もうかる林業」の実現

2 持続可能な林業生産活動の推進

- (新)アグロフォレストリーモデル事業(4,000千円)
◎水田跡造林地の伐採・バイオマス利用とシイタケ原木の植林
森林整備加速化・林業再生基金事業
(林業生産関連849,643千円)
◎搬出間伐、路網整備や高性能林業機械の導入
造林事業(443,467千円)2月補正含み
◎植栽、下刈り、搬出間伐等森林整備の促進
森林経営計画作成推進事業(43,419千円)
◎境界確認や森林所有者との合意形成活動の支援
【森林・林業経営課】
林道事業(924,821千円)2月補正含み
◎木材の生産や搬出に必要となる林道の開設等
【治山林道課】

3 林業・木材産業の担い手の育成

- 林業担い手育成確保対策事業(15,127千円)
◎職場体験研修の開催、林業機械の操作やメンテナンス等に習熟した技術者の育成
【森林・林業経営課】

4 社会全体で支える森林づくり

森林づくりへの県民参画の推進

- (新)みえ森と緑の県民税導入準備事業(17,536千円)
◎「みえ森と緑の県民税」の県民周知と、円滑な事業展開のための事前準備
みんなでつくる三重の森林事業(6,543千円)
◎10月の三重のもりづくり月間におけるイベントの開催や「企業の森」などへの支援
【みどり共生推進課】

森林文化および森林環境教育の振興

- みえの森っ子まなびや・活動体験事業
(2,453千円)
◎森林の講座の開催や小学校での森林環境教育の支援
【みどり共生推進課】

森林の適正な管理と公益的な機能の発揮

- 森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業(72,994千円)
◎野生鳥獣の生息可能な森林環境の創出のための更新伐等の森林整備
森林環境創造事業(189,882千円)
◎間伐等により針葉樹と広葉樹との混交林への誘導
【森林・林業経営課】

「もうかる水産業」の実現に向けて

水産資源課 ☎059-224-2522
 水産経営課 ☎059-224-2582
 水産基盤整備課 ☎059-224-2597

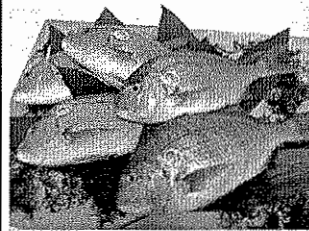
「もうかる水産業」の実現をめざして、水産業・漁村のマネジメント体制の確立、高い付加価値を生み出す水産業の確立、自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築に取り組みます。

2 高い付加価値を生み出す水産業の確立

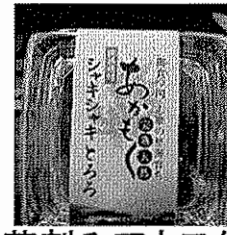
- ☞産学官連携「みえのリーディング水産商品等」開発事業 (16,803千円)
 - ◎三重県を代表する水産物について新たな商品開発、生産体制の強化、販路の確立等を推進する。
- ☞資源管理体制・機能強化総合対策事業 (8,017千円)
 - ◎水産資源の維持・増大に向け、漁業者による自主的な資源管理やTAC制度による漁獲量管理などの取組を進める。
- ☞種苗生産推進事業(73,570千円)
 - ◎重要魚種の種苗生産・放流の実施を図るため、三重県栽培漁業センターでの種苗生産を推進する。
- ☞消費者に安心される養殖水産物の生産体制整備事業 (1,346千円)
 - ◎食の安全・安心の確保のため、魚病診断や貝毒検査等を実施する。

【水産資源課】
- ☞漁業版就職支援事業(1,538千円)
 - ◎漁協が取り組む人材育成や就業・就労支援を行う新たな仕組みである漁師塾の構築を支援する。

【水産経営課】



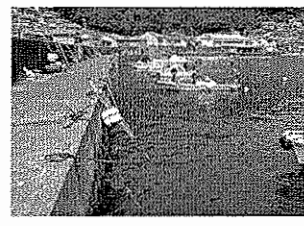
伊勢まだい



茹刻みアカモク



再生されたアマモ場



漁港施設の長寿命化

「もうかる水産業」の実現

3 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築

- ☞三重の未来を紡ぎ繋げる漁業振興事業(モデル構築支援水産基盤整備) (308,000千円)2月補正含み
 - ◎養殖水産物の品質等向上を図るため、英虞湾の堆積汚泥を浚渫により除去し海域環境の改善に取り組む。
- ☞県営水産物供給基盤機能保全事業 (332,000千円)2月補正含み
- ☞市町営水産物供給基盤機能保全事業 (92,440千円)2月補正含み
 - ◎漁港の計画的な修繕及び工事により、既存施設の長寿命化を促進する。

【水産基盤整備課】
- ☞水産多面的機能発揮対策事業(3,000千円)
 - ◎水産業・漁村の多面的機能の発揮させるため、漁場環境保全等にかかる活動を支援する。
- ☞内水面域振興活動推進事業(3,060千円)
 - ◎内水面の生態系、環境の保全のため、アユの種苗放流カワウ等の駆除対策を実施する。

【水産資源課】

1 水産業・漁村のマネジメント体制の確立

- ☞水産業・漁村振興計画推進事業(18,070千円)
 - ◎地域自らが取り組む「地域水産業・漁村振興計画」について、平成24年度までに策定した地区での計画の実践を支援するとともに、新たな地区での計画の策定を支援する。

【水産資源課】

- ☞外湾地区合併漁協早期自立支援事業(51,172千円)
 - ◎漁業者の生産基盤を支えるという本来的な役割を発揮し、漁業・漁村の活性化に貢献できるよう、三重外湾漁業協同組合の経営基盤の早期確立を支援する。

【水産経営課】

平成25年度 森林整備加速化・林業再生基金事業

メニュー	事業内容	計画事業量	所要額 百万円
協議会の運営等	協議会開催 地域材の利用拡大・普及	協議会の運営 普及啓発活動	26
間伐	県が行う間伐 市町、森林組合等が行う間伐に対する助成	2102ha	560
林内路網整備	森林組合等が行う路網整備に対する助成	7路線(16200m)	76
森林境界明確化	森林組合等が行う間伐等の実施に必要な森林境界の明確化にかかる事前調査、現地調査、成果とりまとめに対する助成	2市・4森林組合 (1067ha)	48
高性能林業機械等の導入	森林組合等が行う高性能林業機械等の導入に対する助成	2森林組合	17
木材加工流通施設等整備	製材工場や合板工場、燃料チップ加工業者等が行う加工・流通施設等の整備に対する助成	7施設	341
木造公共施設等整備	公共施設等の木造化・木質化等に対する助成	12施設	1,094
木質バイオマス利用施設整備	木質バイオマス利活用施設整備に対する助成	2施設	504
	木質バイオマス発電施設整備への資金融通	1事業体	1,500
流通経費支援間伐材等運搬	安定取引協定に基づく間伐材の運搬経費に対する助成	1事業体	6
加工流通業者への利子助成	安定取引協定に基づく間伐材を取り扱う流通業者に対する利子助成	1事業体	6
地域材利用開発	外材等が使用され、地域材があまり使われていない分野において地域材を使用した製品開発及びその助成	2事業体	15
地域材活用促進支援	木材が使用されていない分野において地域材利用のモデル実証に対する助成	1事業体	100
森林・林業人材育成加速化事業	森林施業プランナー育成研修、森林作業道作設オペレーター育成等の人材育成に対する助成	2事業体 研修 1地域 低コスト人材育成 50人	32
森林病虫害獣害対策	鳥獣被害防止施設や森林病虫害防除対策に対する助成	2森林組合 9市町	99
計			4,424

平成24年度最終補正予算総括表

会計別総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の 予 算 額
一般会計	46,147,613	△1,231,911	44,915,702
農林水産業費	42,330,471	△349,120	41,981,351
災害復旧費	3,817,142	△882,791	2,934,351
特別会計	2,331,720	△2,251	2,329,469
就農施設等資金貸付事業等	404,630	0	404,630
地方卸売市場事業	372,780	△2,235	370,545
林業改善資金貸付事業	1,025,678	0	1,025,678
沿岸漁業改善資金貸付事業	528,632	△16	528,616
合 計	48,479,333	△1,234,162	47,245,171

一般会計事業別総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の 予 算 額
一般会計	46,147,613	△1,231,911	44,915,702
非公共事業	16,895,684	△244,757	16,650,927
公共事業	25,434,787	△104,363	25,330,424
一般公共事業	18,529,150	△85,214	18,443,936
受託事業	519,279	△4,200	515,079
直轄事業	3,040,214	△14,765	3,025,449
県単公共事業	3,346,144	△184	3,345,960
災害復旧事業	3,817,142	△882,791	2,934,351

平成24年度 最終補正主要項目一覧表（補正額1千万円以上の事業）

非公共事業

（単位：千円）

項	目	事業名	補正前 の額	補正額	補正後 の額	補正の概要
一般会計						
農業費	農業総務費	人件費 （農政総務費）	6,775,256	75,761	6,851,017	人件費の精査等による増額
	い 農林漁業担 手対策費	新規就農者総合支援事業費	124,105	△ 24,940	99,165	事業費の精査等による減額
	農作物 対策費	三重の水田農業構造改革 総合対策事業費	340,148	△ 29,391	310,757	事業費の精査等による減額
	農林漁業経営 体育成費	農業経営基盤強化促進事業費	1,983	14,395	16,378	国庫補助金の返還に伴う増額
		農用地利用集積特別対策事業費	155,861	△ 108,842	47,019	事業費の精査等による減額
農地費	農地調整費	農業委員会交付金及び補助金	126,300	△ 25,520	100,780	事業費の精査等による減額
林業費	林業振興 指導費	森林整備加速化・林業再生基金事業費	957,054	△ 47,031	910,023	事業費の精査等による減額
水産業費	水産業経営 対策費	漁業近代化資金融通事業費	73,290	△ 15,377	57,913	利子補給額の減による減額

平成24年度 最終補正主要項目一覧表（補正額1千万円以上の事業）

公共事業

（単位：千円）

項	目	事業名 (細事業名)	補正前 の額	補正額	補正後 の額	補正の概要
農地費	農地 事業費 防災	県営ため池等整備事業費	254,100	△ 13,600	240,500	事業実施精査による減額 いなべ市
	振興費 農村	基幹農道整備事業費	464,132	13,650	477,782	台風17号に伴う法面保護 工事の追加による増額 伊賀市
	推進費 国営等	国営等事業負担金	3,040,214	△ 14,765	3,025,449	国営中勢用水事業負担金 の減、三重用水及び木曾 川用水に係る管理費精査 による減額
水産業費	振興費 水産業	三重の未来を紡ぎ繋げる 漁業振興事業費	559,500	△ 43,850	515,650	事業実施精査による減額 志摩市
	整備費 水産基盤	広域漁場整備事業費	151,350	△ 16,720	134,630	入札差金による減額 志摩市
農林水産施設災害復旧費	耕地災害 復旧費	団体営災害耕地復旧事業費 (平成23年災害復旧事業費)	802,673	△ 212,128	590,545	災害査定による減額 御浜町 外16市町
		団体営災害耕地復旧事業費 (平成24年災害復旧事業費)	410,646	△ 184,865	225,781	災害査定による減額 伊賀市 外11市町
	林野災害 復旧費	治山施設災害復旧事業費 (平成23年治山施設災害復旧事業費)	319,200	△ 281,418	37,782	国内示による減額 大台町
		治山施設災害復旧事業費 (平成24年治山施設災害復旧事業費)	31,000	△ 31,000	0	治山施設災害が発生し なかったことによる減額
	復旧費 漁港災害	県営漁港施設災害復旧事業費 (平成24年災害復旧事業費)	169,813	△ 117,840	51,973	事業実施精査による減額 南伊勢町
	復旧費 海岸災害	県営海岸施設等災害復旧事業費 (平成24年災害復旧事業費)	54,540	△ 54,540	0	海岸施設等災害が発生し なかったことによる減額

繰越明許費

(単位:千円)

科 目	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額
一般会計	7,691,534	10,277,485	17,969,019
農林水産業費	7,620,534	8,462,477	16,083,011
農業費		42,810	42,810
獣害につよい地域づくり推進 事業費 外1件		42,810	
農地費	2,409,771	4,456,451	6,866,222
県営かんがい排水事業費 外19件		4,456,451	
林業費	2,502,513	3,348,888	5,851,401
治山事業費 外15件		3,348,888	
水産業費	2,708,250	614,328	3,322,578
県営漁港関連道路事業費 外11件		614,328	
災害復旧費	71,000	1,815,008	1,886,008
農林水産施設災害復旧費	71,000	1,787,894	1,858,894
林道施設災害復旧事業費 (平成23年林道施設災害復 旧事業費) 外3件		1,787,894	
自然公園等施設災害復旧費		27,114	27,114
自然公園飛雪ノ滝野営場災害 復旧事業費		27,114	
特別会計		6,000	6,000
地方卸売市場事業費		6,000	6,000
地方卸売市場事業費		6,000	6,000
施設管理費(市場施設維持管 理費)		6,000	

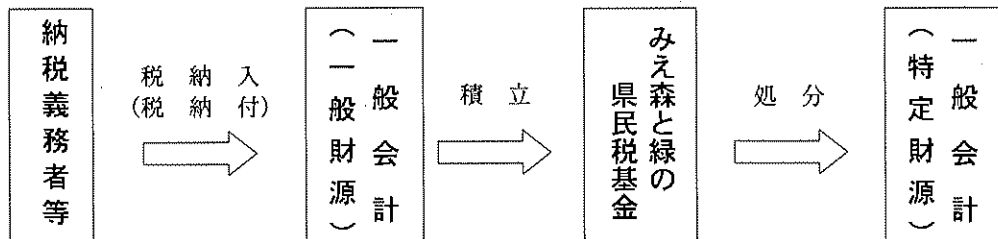
3. 議案第 22 号「みえ森と緑の県民税基金条例案」について

みえ森と緑の県民税基金条例案の概要

1 設置の目的（第 1 条）

災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、「みえ森と緑の県民税基金」（以下「基金」という。）を設置する。

2 みえ森と緑の県民税基金のしくみ（第 2 条～第 6 条関係）



(1) 積立て・運用益金の処理（第 2 条・第 4 条）

基金として積み立てる額は、「みえ森と緑の県民税」の税収に相当する額及び基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

また、基金の運用から生ずる収益は、基金に編入する。

(2) 管理・繰替運用（第 3 条・第 6 条）

基金に積み立てられた現金は、確実かつ有利な方法で保管し、財政上必要な場合は、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(3) 処分（第 5 条）

基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより処分することができる。

3 積立て及び処分の特例（附則 2・3）

基金には三重県財政調整基金から繰り入れた額を積み立てることができるとともに、その積み立てた額と当該額の運用から生じる収益に相当する額とを基金から三重県財政調整基金に積み立てることができる。

※ 平成 26 年 4 月 1 日施行予定の新税の施策を円滑に実施するため、平成 25 年度において、三重県財政調整基金から繰り入れた額を基金に積み立て、これを原資として税システム改修や平成 26 年度に県が実施する森林整備の実施予定箇所別計画策定、新税の広報活動の準備事業を実施します。

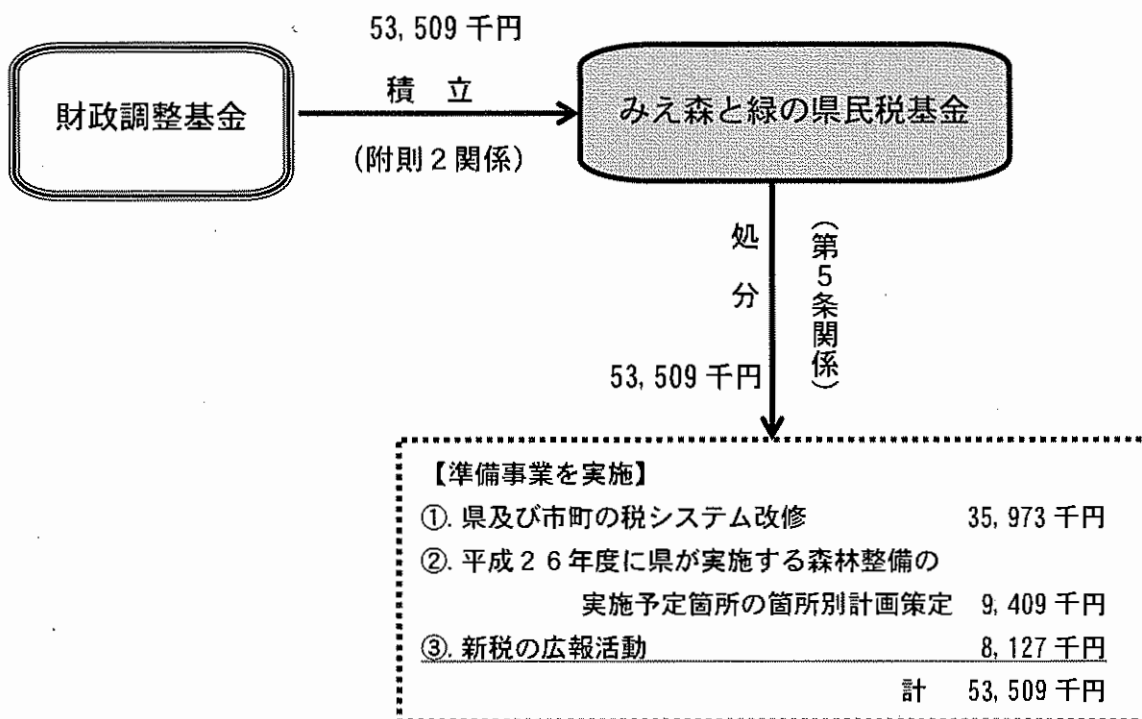
新税施行後、平成 25 年度に積み立てた額と当該額の運用から生じる収益に相当する額とを基金から三重県財政調整基金に積み立てることとします（P15 参照）。

4 施行期日（附則 1）

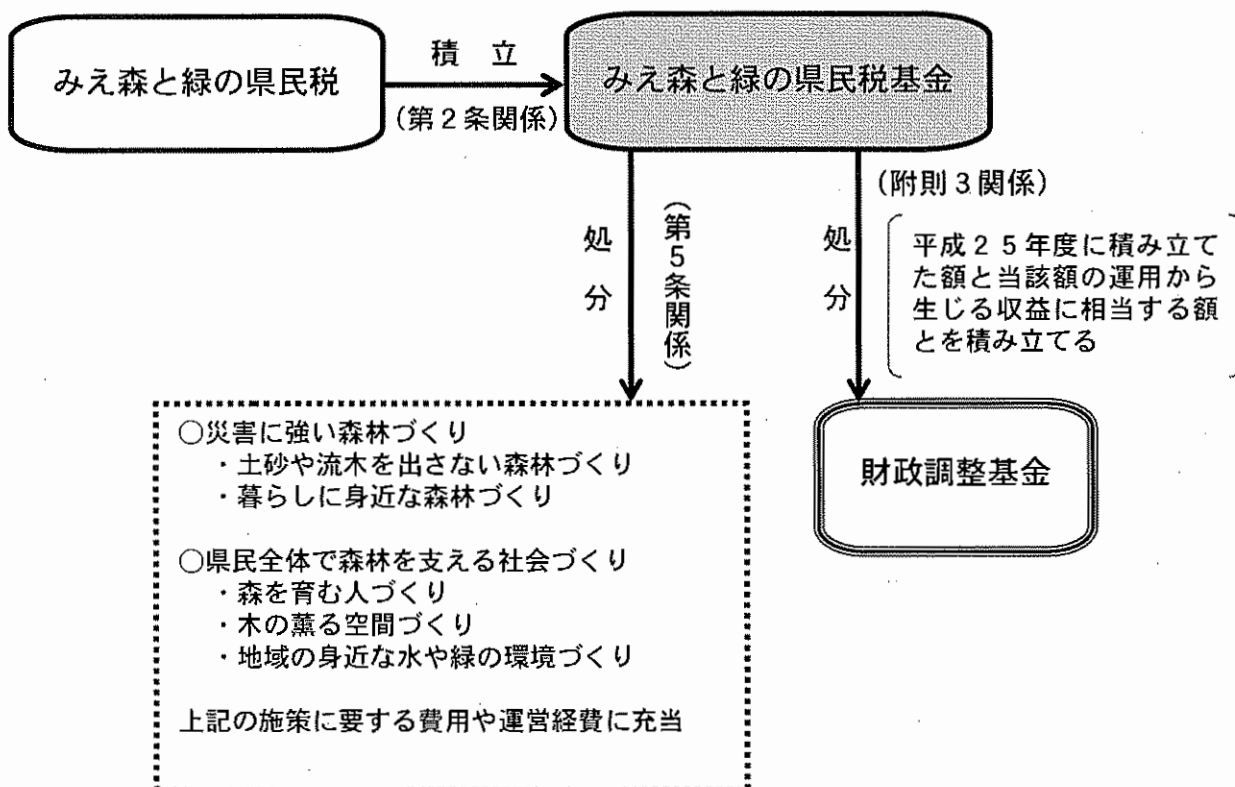
平成 25 年 4 月 1 日

積立て及び処分の特例について

【平成25年度】



【平成26年度以降（新税施行後）】



みえ森と緑の県民税基金条例案

右 提 出 す る。

平成二十五年二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

みえ森と緑の県民税基金条例

(設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第 号）第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(積立ての特例)

2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。

(処分の特例)

3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に

積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

(三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例(昭和三十九年三重県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例(平成二十五年三重県条例第 号)附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるものとする。

提案理由

災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金を設置する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

「みえ森と緑の県民税（制度案）」の主な変更点について

平成24年9月18日の平成24年第2回定例会全員協議会において「みえ緑と森のきずな税（仮称）の導入について（案）平成24年9月」を公表して以来、県議会を始め、パブリックコメントや県民向け説明会、市町向け説明会等を通じて様々なご意見をいただいたところです。

いただいたご意見を踏まえ、「みえ森と緑の県民税（制度案）平成25年3月」として改めて整理しました。

主な変更点

1. 税の名称について

「もっと分かり易い名称にすべき」などのご意見をいただいたことを受け、「みえ森と緑の県民税」に変更します。

変更前	みえ緑と森のきずな税（仮称）
変更後	みえ森と緑の県民税

2. 「基本方針2」の表現について

「みえ森と緑の県民税基金条例案」の設置目的にならない、基本方針2の表現を「県民全体で森林を支える社会づくり」に変更します。

変更前	基本方針2 緑・森・人の絆づくり
変更後	基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

3. 想定する事業案について

いただいたご意見等を踏まえ、「対策の基本的な考え方」を追加し、「想定事業案」に、実施主体の明示と内容の追加・変更を行います。

	対 策		内 容	
	変更前	1. 土砂や流木を出さない森林づくり		山崩れが発生した場合に土砂や流木によって人家や公共施設に被害が及ぶ恐れのある地区を対象とし、 (以下、省略)
変更後	対 策	対策の基本的な考え方	想定事業案	
	1. 土砂や流木を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	実施主体	内 容
			県	①「崩壊土砂流出危険地区」における森林整備 県が指定した崩壊土砂流出危険地区において、 (以下、省略)

(案)

みえ森と緑の県民税（制度案）

平成25年3月

三 重 県

1. はじめに

私たちは、木材等の資源の供給のほか、土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・休養など、様々な森林の「恵み」を享受しています。生活に欠かせない「水」や「空気」の源は森林であり、私たちの日々の暮らしの安全・安心は森林によって支えられています。

ところが、長引く林業の低迷の中、森林所有者の森林への関心は低下し、山村の過疎化・高齢化もあって手入れ不足の森林の増加が懸念されています。また、身近に存在する里山についても、私たちの生活様式が変化する中で日々の暮らしとは疎遠なものとなり、ヤブ化した里山や放置竹林の拡大が目立つようになるなど、森林の持つ様々な機能が危機に瀕しています。

また、都市化の進展や暮らしの変化に伴い、人と森林や木材との関わりが弱まってきています。

2. 森林づくりに関する税の検討経緯

このような中、平成23年9月に三重県南部を襲った台風第12号に伴う紀伊半島大水害では、山崩れに伴って流出した土砂や流木が下流の市街地まで押し寄せて道路や橋梁に被害を与え、山間部のみならず市街地をも巻き込むほどの甚大かつ広域な被害をもたらされました。改めて、保水力や土砂の流出防止機能等の森林の恵みの重要性が認識されたところです。

紀伊半島大水害を受け、三重県は、森林づくりに関する税の在り方、用途等について調査審議するため、平成23年12月に「森林づくりに関する税検討委員会条例」を制定しました。

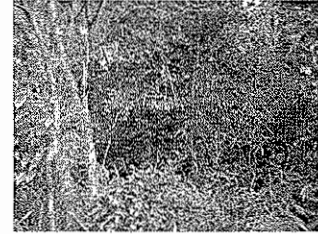
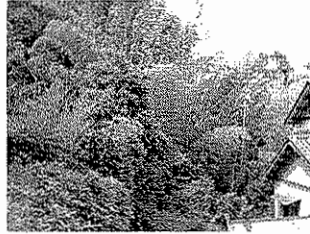
条例に基づいて設置された「森林づくりに関する税検討委員会」では、平成24年1月から、税導入の是否も含めて、その在り方や用途等について幅広く議論を重ね、同年6月に報告書（骨子案）を公表し、パブリックコメント等により県民の皆様からのご意見を募集しました。寄せられたご意見も踏まえ、同年7月に開催された第5回検討委員会において最終報告書がとりまとめられ、同年8月に「森林づくりに関する税検討委員会報告書」として県への答申がなされたところです。

同報告書では、荒廃が危惧されている森林の状況と、自然災害が頻発する状況等を併せて考えた時に、「災害に強い森林づくり」が必要であるとし、これを実現することは水源のかん養や地球温暖化防止、生物多様性の保全など「水や命を育む豊かな森林」づくりにもつながるものであることから、このような森林づくりを地域社会全体で支える新たな仕組みが必要であるとしています。そして、新たな行政需要に対する財源確保の方法として、昨今の経済や税制を巡る厳しい環境の中においても、森林づくりの重要性や森林の恵みを広く県民が享受していることに鑑み、県独自の森林づくりに関する税の導入が適当であるとされています。

三重県では、委員会の答申を受け、県として森林づくりに関する税の導入について検討してまいりましたが、災害への対応が待ったなしであることや、一方で森林づくりには多くの労力と時間を要することを考慮し、本県独自の森林づくりに関する税の導入について、次のとおり県民の皆様にご提案いたします。

3. 「災害に強い森林づくり」の必要性

林業活動が活発であった時代には、「木を植えて、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」によって森林の手入れがなされ、木材も利用されてきました。「緑の循環」がサイクルする中で、水源のかん養や土砂流出防止、地球温暖化防止等、森林の様々な機能が発揮され、都市・平野部も含め県民の皆さんがその恩恵を受けていました。しかし、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や担い手の高齢化、山村地域の過疎化・高齢化、獣害被害の増加などから森林所有者の経営意欲は減退し、林業離れが進み、手入れのされなくなった人工林が増加しています。また、暮らしの身近に存在する里山や竹林も放置され、荒廃とともに森林の機能低下が懸念されています。

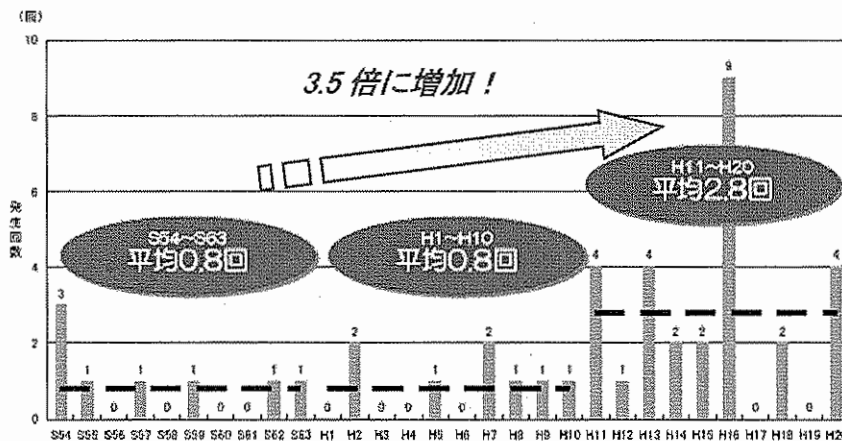


【荒廃する森林の実例】

左：手入れ（間伐）不足の人工林。モヤシのような木は風雨に弱く、下草が生えていない斜面からは降雨時に土砂が流出します。
中：人家に迫る竹ヤブ。右：ヤブ化した里山。放置された竹林や里山では、枯損木等が発生し、暮らしの安全を脅かしつつあります。

県では、公益的機能の発揮を目的とする「環境林」と、持続的な林業経営を目的とし、経営を通じて公益的機能も発揮する「生産林」とに森林を区分し、環境林においては公的森林整備、生産林においては林業活動を促進することによって森林の公益的機能の発揮を図っているところです。しかし、森林所有者や山村地域だけで森林を守り、その機能を維持することが困難となっています。

また、近年、集中豪雨の頻発が顕著となっています。下図は、本県の「猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）」の発生回数を表していますが、最近10年間（平成11年から20年）の発生回数は30年前の10年間（昭和54年から63年）に対して約3.5倍に増加しています。



【三重県内1時間降水量80mm以上の年間発生回数（20地点あたり）】

※三重県風水害等対策アクションプログラム（平成22年3月）より

これら異常気象に伴って発生する山崩れの影響は、山間部にとどまらず、下流域まで巻き込んで広域化し、人家や公共施設、漁業にまで被害が及んでいます。近年では、平成16年9月の台風21号による災害で旧宮川村（現大台町）が、平成20年9月の集中豪雨による災害では菟野町が、平成23年9月の台風12号による紀伊半島大水害では県南部が甚大な被害を受けました。



【台風や豪雨による被害の状況】左から順に

- ①. 山崩れによって民家が被災（H16年9月台風第21号：旧宮川村）
- ②. 土石流が発生し、宿泊施設が孤立（H20年9月豪雨：菰野町）
- ③. 橋梁に押し寄せた大量の流木（H23年9月紀伊半島大水害：熊野市）
- ④. 小学校を襲った土石流（H23年9月紀伊半島大水害：紀宝町）

荒唐森林の増加が懸念される状況と、これら自然災害の発生状況を併せて考えた時に、県民の皆さんの生命・財産を守るため、土砂や流木の発生を抑制する「災害に強い森林」を新たに、重点的かつ緊急に実現する必要が生じています。

一方、森林は土砂災害防止機能をはじめとする様々な機能を有し、その恩恵は全ての県民が受けていることから、災害に強い森林づくりを将来にわたって引き継いでいくためには、森林づくりを県民全体で支える社会づくりが必要です。そのためには、森林を大切に思い育む人づくり、森林づくりを支えるための木づかい、森・川・海・まちのつながりを生かした環境づくりを並行して進める必要があります。

4. 「災害に強い森林づくり」のための税の創設

「災害に強い森林」を実現し、将来に引き継ぐためには、多くの費用と時間を要し、計画的・持続的な取り組みが欠かせず、一定の財源を安定的に確保する必要があります。また、これまでの取り組みに加え、「災害に強い森林」を早期に実現するという新たな行政需要に対応するためには、その財源を新たに確保する必要があります。

しかしながら、今後の県財政の見通しとしては、歳出の見直しを一定程度行ってもなお財源不足が生じると試算しており、新たな森林づくりの対策に充当する財源について、既存の財源に多くを期待できない状況にあります。

森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを社会全体で緊急に進めていくために、その費用を県民の皆様幅広く負担していただくことが適当と判断し、財源確保の方法として新たな租税を早期に導入することが必要であると考えます。

財源確保の方法を租税とした場合、財源が継続的・安定的に確保されるため、災害に強い森林づくりが計画的に実施できます。また、税の用途を明確にすることによって、負担を通じて森林づくりへの参加意識が高まることも期待されます。

5. 新たな税の名称

「みえ森と緑の県民税」とする。

6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

前述の状況を踏まえ、当面の課題として、山崩れや洪水など災害発生のリスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要と考えます。これらを2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）として整理し、これらに連なる5本の対策を当面必要な事業案（以下、「税込事業」と言う。）として提案します。

(1) 想定する事業案

①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業案	
		実施主体	内容
1. 土砂や流木を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	県	<p>① 「崩壊土砂流出危険地区」における森林整備 県が指定した崩壊土砂流出危険地区において、溪流沿いの一定幅の針葉樹を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、広葉樹林化する。現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。 【5年間目標】 150箇所</p> <p>② 森林内の防災施設に堆積した土砂や流木除去 県が指定した崩壊土砂流出危険地区において設置している治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。</p>
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。	市町	<p>① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>② 集落周辺の森林整備 人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。</p> <p>③ 水源林等の公有林化 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林の公有林化を促進する。</p> <p>④ 海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止・津波軽減など暮らしを守る海岸林の造成や維持管理を行う。</p> <p>など、防災・減災の観点から市町が必要と考える「暮らしに身近な森林づくり」に関する事業</p>

※想定事業案は、地域のニーズ変化等によって変動する要素を含みます。

②. 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

住民による森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、都市空間や生活空間に緑や木材を積極的に取り入れるなど、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業案	
		実施主体	内容
3. 森を育む人づくり	森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、児童・生徒をはじめ様々な県民に、森林や木材について学び・ふれあう機会を提供するなど、森と県民との関係を深める対策を進める。	県	① 森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 森林インストラクター等の資格者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会を開催する。
		市町	① 小中学校等における森林環境教育の実施 小中学校等において、市町がそれぞれの実情に応じ、児童・生徒たちが森林について学ぶための森林環境教育を実施する。 ② 県産材を活用した机・イスの小中学校等への配布 木育推進（森林や木材利用に関する知識を育む）の観点から、県産材で製作した机・イスの配布など、木材利用を進める。 ③ 森林とふれあう機会の創出 植樹祭等の開催や、都市住民と山村地域との交流など住民と森林とのふれあいを促進する。 ④ 森林ボランティアの活動支援 など、地域の実情に応じて市町が取り組む「森を育む人づくり」に関する事業
4. 木の薫る空間づくり	木づかいを通じて森林を支えるため、県民の暮らしや公共空間において、建築からエネルギーまで幅広い用途での木材利用を促進するなど、木材と県民との関係を深める対策を進める。	県	① 公共施設への木質ペレット等の供給 「1-①「崩壊土砂流出危険地区」における森林整備」で搬出した伐採木を木質ペレット化して公共施設に供給するなど、有効活用する。
		市町	① 県産材を活用した木造仮設住宅キットの備蓄 災害に備え、県産材を活用した木造仮設住宅キットを備蓄する。 ② 県産材を活用した公共建築物等の木造・木質化 公共建築物等の県産材を活用した木造・木質化を促進する。 ③ 公共施設等への木質ペレットボイラー等の導入促進 公共施設等に木質ペレットボイラー等を導入する。 など、地域の実情に応じて市町が取り組む「木の薫る空間づくり」に関する事業

5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守る活動支援や、森林や緑と親しむための環境整備など、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。	県	① 住民活動と連携した流木等の回収 三重県海岸漂着物対策推進計画の重点区域等の海岸等において、流木等を回収・処理等する。
		市町	① 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。 ② 公園や校庭等の緑化（芝生化や植栽） 都市部における公園や学校校庭などの緑化を進める。 ③ 漁民等による森づくり活動の支援 漁民による広葉樹植栽活動や、都市住民による森林づくり活動を進める。 ④ 森林の総合利用のための整備 森林浴など癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、森林整備や遊歩道・ベンチの設置等を行う。 など、地域の実情に応じて市町が取り組む「地域の身近な水や緑の環境づくり」に関する事業

※想定事業案は、地域のニーズ変化等によって変動する要素を含みます。

(2) 必要となる経費

当面必要となる経費は以下のとおり想定しています。

(単位：億円)

基本方針	対 策	5年間事業費
①. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木を出さない森林づくり	22.6
	2. 暮らしに身近な森林づくり	7.3
	小 計	29.9
②. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	5.8
	4. 木の薫る空間づくり	10.2
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	3.6
	小 計	19.6
運営に必要な経費 (税システムの改修や第三者評価委員会の運営など)		1.0
合 計		50.5

<5年間の事業展開の考え方>

災害に強い森林を早急に実現する必要があることから、取り組み期間の初期においては基本方針①「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐ上で、それらを支える社会づくりも重要であることから取り組みの後期においては基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策を充実します。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

①. 市町交付金制度の創設

森林法の改正等により、近年、森林行政における市町の果たす役割の重要性が増えています。森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となることが求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設します。

②. 税収事業における県と市町の役割分担

税収事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。税収事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	税収事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や県が実施することで効率化が図られる対策を担う。具体的には基本方針①のうち「土砂や流木を出さない森林づくり」を中心に行う。
市町	暮らしに身近な森林対策や、森林環境教育や都市住民が森林と触れ合う機会の創出等の住民と森林との関係を深める取組を担う。具体的には基本方針①のうち「暮らしに身近な森林づくり」と基本方針②を中心に行う。

③. 市町交付金配分の考え方

交付金額は上記の役割分担を踏まえて全体額を決定します。市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本配分枠」を基本としますが、事業費が基本配分枠を超える場合への対応として、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分するための「特別配分枠」を設けます。

基本配分枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
特別配分枠	大規模な公共施設の木造化や水源地保護のための公有林化等、事業費が大きく基本配分枠だけで対応できない場合について、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様に幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えることができます。

課税方式	県民税均等割の超過課税																				
納税義務者	<p>【個人】＜納税義務者数約88万人＞ 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所などを有している方ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <p>-----</p> <p>【法人】＜約3万7千法人＞ 県内に事務所、事業所などを有している法人</p>																				
税率（年額）	<p>【個人】1,000円 (現行の均等割額は1,000円)</p> <p>-----</p> <p>【法人】現行の均等割額の10%相当額(2,000～80,000円) (現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。)</p> <table border="1" data-bbox="429 1283 1417 1599"> <thead> <tr> <th>区 分 (資本金等の額の区分)</th> <th>現行の均等割額 (年 額)</th> <th>税 率 (年 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>20,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 ～ 1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 ～ 10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 ～ 50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>【税率設定の考え方】 当面必要となる経費を確保すること、現行の県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、先行県の事例も参考にしつつ県民の皆さんの過重な負担にならないことなどを総合的に考慮して設定しました。</p>			区 分 (資本金等の額の区分)	現行の均等割額 (年 額)	税 率 (年 額)	1千万円以下	20,000円	2,000円	1千万円超 ～ 1億円以下	50,000円	5,000円	1億円超 ～ 10億円以下	130,000円	13,000円	10億円超 ～ 50億円以下	540,000円	54,000円	50億円超	800,000円	80,000円
区 分 (資本金等の額の区分)	現行の均等割額 (年 額)	税 率 (年 額)																			
1千万円以下	20,000円	2,000円																			
1千万円超 ～ 1億円以下	50,000円	5,000円																			
1億円超 ～ 10億円以下	130,000円	13,000円																			
10億円超 ～ 50億円以下	540,000円	54,000円																			
50億円超	800,000円	80,000円																			

税収規模		初年度	平年度
	個人	7億8千万円	8億8千万円
	法人	3千万円	1億8千万円
	計	8億1千万円	10億6千万円
徴収方法	<p>【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p>		
導入時期	平成26年4月1日施行を旨とする。		
税収の使途	森林づくりに関連する事業に活用する。 ※詳細は、前述のとおり		
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、使途を明確化する。 ※詳細は、後述のとおり		
評価制度	第三者による評価委員会を設置し、税収事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。 ※詳細は、後述のとおり		
見直し期間	施行後おおむね5年ごとに見直しを行う。 ※詳細は、後述のとおり		

8. 使途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

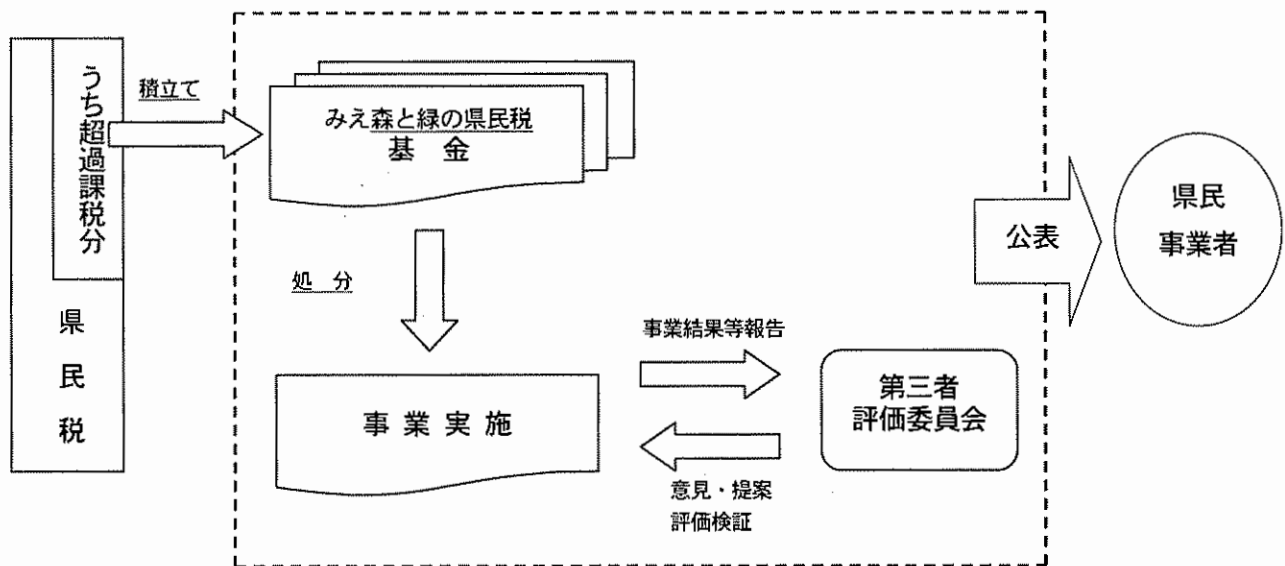
このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、税収事業の結果についても公表することとします。

9. 評価制度の創設

第三者による評価委員会を設置し、新たな税財源を用いて実施する事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。

これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

<基金造成と評価制度>



10. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごとに第三者評価委員会により評価・検証を行い、「みえ森と緑の県民税」の制度を見直すこととします。

みえ森と緑の県民税の広報活動について

【平成24年度の取組状況について】(平成24年9月～平成25年2月末)

1. 説明会等での広報

(1) 説明会や会議等での説明

・140回 4,703人

(2) イベント等での周知、チラシ等の配布

・168回 33,195人

2. 紙面による広報

(1) 新聞への掲載

・伊勢新聞への全面広告掲載(12月26日)

・主要6紙への5段広告掲載(1月29日～31日の間に各紙1回)

(2) フリーペーパーへの掲載

・県内市街エリア(桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、および周辺地域)で各戸配布されているフリーペーパー7紙への広告掲載

計45万部(1月号 12月27日発行)

・南勢地域を中心に幼稚園、保育園、病院等で配布されているフリーペーパー1紙への広告掲載

2万5千部(1月号 1月10日発行)

(3) 広報誌への掲載

・県政だより(1月号、2月号)

(4) 回覧板での回覧

・各戸回覧 計13万8千世帯(10月～2月)

10月 多気町・名張市

11月 伊賀市

2月 明和町・大台町・鳥羽市・志摩市・玉城町・度会町・南伊勢町・大紀町・紀宝町

(5) その他

・「森林づくりニュース」の発行 毎月1回発行 計1万4千部(9月～2月)

3. テレビによる広報

(1) テレビでの放送

・三重テレビ県政番組 番組での告知 2回(1月18日、1月25日放送)

(2) ケーブルテレビでの放送

・ケーブルテレビ県内全9局での30秒CM放送 計657回(1月14日～31日放送)

4. ラジオによる広報

・FM三重 30秒CM 20回(12月、1月)、番組内での告知 6回(9月、12月、1月)

・東海ラジオ 番組内での告知 2回(12月、1月)

・CBCラジオ 番組内での告知 1回(1月)

【平成25年度の取組について】

主要駅へのポスター掲示や、県庁舎への懸垂幕掲出を行うほか、引き続き県民の皆さんが集まる機会をとらえた説明や、平成24年度と同様の媒体を用いた広報に努めます

みえ森と緑の県民税条例案について

1 趣旨

県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税を導入するものです。

2 課税方式

県民税均等割の超過課税方式とします。

(1) 個人の県民税の均等割

個人の県民税の均等割の税率は、現行の税率（復興増税の適用期間はそれを合わせた税率）に 1,000 円を加算した額とします。

	現 行	復興増税 (H26～H35)	みえ森と緑 の県民税 (H26～)	計
県	1,000 円	500 円	1,000 円	2,500 円
市 町	3,000 円	500 円	—	3,500 円
計	4,000 円	1,000 円	1,000 円	6,000 円

(2) 法人の県民税の均等割

法人の県民税の均等割の税率は、現行の税率（20,000 円から 800,000 円まで）に 100 分の 10 を乗じて得た額を加算した額とします。

3 施行日

平成 26 年 4 月 1 日から施行し、次のとおり適用します。

- (1) 個人 平成 26 年度以後の年度分の個人の県民税
- (2) 法人 平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の県民税

4 見直し期間

条例の施行後、おおむね 5 年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

みえ森と緑の県民税条例案

右提出する。

平成二十五年二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

みえ森と緑の県民税条例

(趣旨)

第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵養^{かん}、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、三重県県民税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。)に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二条第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第三号)第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定は、平成二十六年四月一日以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日(以下この項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行

日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

提案理由

県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、三重県県税条例に規定する県民税の均等割の税率の特例を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第四十七号

三重県手数料条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成二十五年二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二百十五号の項の次に次のように加える。

二百十五の 二	家畜商法第四条の二第一項の 規定に基づく講習会の開催	家畜商講習手数料	三千四百円
------------	-------------------------------	----------	-------

附則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 三重県家畜商講習会手数料条例（昭和六十二年三重県条例第十九号）は、廃止する。

提案理由

条例の一斉点検・見直しにより、家畜商講習手数料についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

農林水産関係建設事業に対する市町の負担について

平成25年度において県の行う農林水産関係建設事業に要する経費に充てるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、市町負担金を次のとおり徴収するものとする。

平成25年2月27日提出

三重県知事 鈴木英敬

事業名	区分	市町名	負担率
県営かんがい排水事業	一般型	多気町 明和町 玉城町	工事費の100分の15
		伊勢市	(宮川4工区その2地区及び 宮川4工区地区幹線用水路に係るもの) 工事費の100分の15 (宮川4工区地区支線用水路に係るもの) 工事費の300分の25
		伊賀市	工事費の100分の12.5
		大紀町	工事費の100分の20
基幹農業水利施設ストックマネジメント事業	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（法律補助）	いなべ市	工事費の100分の8.325
		東員町	(神田地区) 工事費の100分の20 (六把野井水地区) 工事費の100分の8.325

35

		多気町	工事費の100分の17.5
		玉城町	工事費の100分の25
		いなべ市 東員町 菰野町 津市 松阪市 多気町 伊勢市 玉城町	工事費の100分の25
畑地帯総合農地整備事業	担い手支援型	熊野市	(農業用用水施設の配水施設に係る工事請負費及び農作業準備休憩施設に係る工事請負費) 工事費の100分の11.25 (農業用排水施設、農道、農業用用水施設及び農作業準備休憩施設に係る上記以外のもの) 工事費の100分の22.5
高度水利機能確保基盤整備事業	一般型、農業生産法人等育成型、面的集積型	鈴鹿市	(鈴鹿川沿岸5期地区、鈴鹿川沿岸6期地区) 工事費の100分の19 (稻生地区) 工事費の100分の11.25
		津市	工事費の100分の10
	一般型、農業生産法人等育成型、面的集積型(中山間地域等)	松阪市 多気町	工事費の100分の12.25

		明和町	(幹線用水路の場合) 工事費の100分の10 (支線用水路の場合) <有田地区> 工事費の100分の3.5 <斎宮地区> 工事費の100分の8.75 (暗渠の場合) 工事費の100分の8.75 (農道の場合) 工事費の100分の17.5
		伊勢市	(幹線用水路の場合) 工事費の100分の10 (支線用水路の場合) <有田地区> 工事費の100分の3.5 <小俣地区> 工事費の100分の3.15 (農道の場合) 工事費の100分の17.5
		玉城町	(幹線用水路の場合) 工事費の100分の10 (支線用水路の場合) 工事費の100分の3.5 (農道の場合) 工事費の100分の17.5

	一般型、農業生産法人等育成型 面的集積型 営農環境整備事業（中山間地域等）	松阪市	工事費の100分の17.5
地震対策ため池緊急整備事業	防災ダム事業（地震対策ため池防災）	津市	工事費の100分の15
	ため池等整備事業（一般型）	津市 松阪市	工事費の100分の14
		多気町	工事費の100分の10
		桑名市 紀宝町	工事費の100分の20
県営ため池等整備事業	用排水施設整備	伊勢市	工事費の100分の20
	農業用河川工作物応急対策	いなべ市 東員町 津市 多気町	工事費の100分の8
	土地改良施設耐震対策	多気町	工事費の100分の18
基幹土地改良施設防災機能拡充保 全事業	湛水防除事業（ゼロメートル地帯）	桑名市 木曾岬町	工事費の100分の15
	湛水防除事業	明和町 志摩市	工事費の100分の15

	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（法律補助）	津市	工事費の100分の25
		名張市 伊賀市	工事費の100分の12.5
	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（予算補助）	菰野町 津市 松阪市 名張市 伊賀市	工事費の100分の25
県管中山間地域総合整備事業	一般型（農業生産基盤整備）	大台町	工事費の100分の10
		志摩市	工事費の100分の15
		熊野市	（ほ場整備に係る工事請負費及び換地費） 工事費の100分の10 （農地保全施設に係る工事請負費） 工事費の100分の7.5 （農業用用水・排水施設、農道、農地防災、ほ場整備及び農地保全施設に係る上記以外のもの） 工事費の100分の15
		御浜町	（農業用排水施設、農道、農地防災に係るもの） 工事費の100分の15
		紀宝町	（農業用排水施設、農道、鳥獣侵入防止施設に係るもの） 工事費の100分の15

	広域連携型（農業生産基盤整備）	尾鷲市 紀北町	工事費の100分の15
	一般型（農村生活環境整備）	大台町 志摩市 熊野市 御浜町 紀宝町	工事費の100分の15
	広域連携型（農村生活環境整備）	尾鷲市 紀北町	工事費の100分の15
基幹農道整備事業		伊賀市 熊野市	工事費の30分の7
	農道保全対策事業	玉城町 度会町	工事費の30分の7
広域農道整備事業		津市 松阪市 多気町 明和町	工事費の100分の15
	農道保全対策事業	名張市 伊賀市	工事費の100分の15

県営農村振興総合整備事業	農業生産基盤整備	伊賀市	(農道に係るもの) 工事費の100分の25 (農業用排水施設及びその他に係るもの) 工事費の100分の12.5 (ため池に係るもの) 工事費の100分の16
県営水環境整備事業	地域用水環境整備事業	桑名市 木曾岬町 津市 明和町 玉城町	工事費の100分の25
農村地域自然エネルギー活用推進事業	地域用水環境整備	津市	工事費の100分の25
農業用施設アスベスト対策事業		松阪市	工事費の100分の10.5
県営漁港関連道路事業	離島	鳥羽市	工事費の100分の12.5
広域漁場整備事業	地先型	大紀町	工事費の100分の20
備考	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項、山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項及び半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定により県の行う事業については、この表の規定にかかわらず、負担金を徴収しない。		

提案理由

農林水産関係建設事業に対する市町の負担については、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項及び地方財政法第27条第2項の規定に基づき議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

国営宮川用水第二期土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について

平成7年度から平成24年度までに農林水産省が行った国営宮川用水第二期土地改良事業の負担金の償還に要する経費に充てるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第9項の規定により、次に掲げる金額の範囲内において市町の負担金を徴収するものとする。

平成25年2月27日提出

三重県知事 鈴木英敬

事業名	区分	市町名	負担額
国営かんがい排水事業	国営宮川用水第二期土地改良事業 負担金償還金	伊勢市	2,325,033,811
		多気町	583,670,313
		明和町	569,199,149
		大台町	24,118,608
		玉城町	1,321,699,718
		合計	4,823,721,599

提案理由

国営宮川用水第二期土地改良事業に係る償還に対する市町の負担については、土地改良法第90条第10項の規定に基づき議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

農林水産関係建設事業に対する市町の負担について

平成24年度において県の行う農林水産関係建設事業に要する経費に充てるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、市町負担の金額を次のとおり定めるものとする。

平成25年3月8日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

44

事業名	区分	市町名	負担額
県営かんがい排水事業	一般型	明和町	9,150
		多気町	70,039,200
		伊勢市	45,920,850
		玉城町	15,280,800
		伊賀市	5,000,000
基幹農業水利施設ストックマネジメント事業	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（法律補助）	いなべ市	6,729,000
		東員町	4,678,000
		多気町	10,500,000
		玉城町	12,500,000
基幹農業水利施設ストックマネジメント事業	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（予算補助）	東員町	500,000
畑地帯総合農地整備事業	担い手支援型	熊野市	19,012,500

高度水利機能確保基盤整備事業	一般型	四日市市 鈴鹿市 津市	188,480 989,520 7,000,000
	面的集積型	津市	500,000
	農業生産法人等育成型	鈴鹿市	33,402,000
	(中山間地域等) 一般型	松阪市 多気町 明和町 伊勢市	82,000 16,472,500 19,875,815 10,350,856
	(中山間地域等) 面的集積型	松阪市	31,360,000
	実施計画	伊勢市 玉城町	238,383 186,617
販路拡大モデル担い手育成基盤整備事業	一般型	鈴鹿市 津市	52,250,000 13,000,000
	農業生産法人等育成型	鈴鹿市	28,125,000
地震対策ため池緊急整備事業	防災ダム事業（地震対策ため池防災）	津市	16,950,000

	ため池等整備事業（一般型）	桑名市 津市 松阪市 多気町 紀宝町	5,200,000 2,100,000 8,400,000 10,760,000 12,000,000
県営ため池等整備事業	用排水施設整備	伊勢市	41,000,000
	農業用河川工作物応急対策	いなべ市 東員町 松阪市 明和町	894,000 386,000 536,000 264,000
	土地改良施設耐震対策	多気町	540,000
基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業	湛水防除事業	桑名市 木曾岬町 松阪市 明和町 志摩市	48,000,000 18,750,000 11,400,000 15,600,000 8,400,000
	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（法律補助）	津市 名張市 伊賀市	7,500,000 1,485,000 5,390,000
	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（予算補助）	菰野町	1,250,000

県営中山間地域総合整備事業	農業生産基盤整備	大台町 志摩市 紀北町 熊野市 御浜町 紀宝町	13,000,000 9,704,100 7,500,000 27,750,000 7,725,000 5,274,000
	農村生活環境整備	志摩市 紀北町 熊野市 御浜町 紀宝町	14,295,900 3,000,000 2,250,000 1,500,000 5,226,000
基幹農道整備事業		伊賀市 熊野市	54,366,000 8,166,000
	農道保全対策事業	玉城町 度会町	23,486,000 20,533,000
広域農道整備事業		津市 松阪市 多気町	3,426,000 16,486,000 41,616,000

ふるさと農道緊急整備事業		いなべ市	14,700,000
		伊勢市	14,000,000
		鳥羽市	10,150,000
		度会町	104,300,000
		名張市	173,250,000
県営農村振興総合整備事業	農業生産基盤整備	伊賀市	37,500,000
	農村生活環境整備	伊賀市	5,000,000
県営水環境整備事業	地域用水環境整備事業	桑名市	10,000,000
		木曾岬町	10,000,000
		津市	14,000,000
		松阪市	2,500,000
		明和町	4,500,000
		玉城町	5,500,000
農業用施設アスベスト対策事業		松阪市	10,185,000
林道事業	森林基幹道(県営)	津市	10,500,000
県営漁港関連道路事業	離島	鳥羽市	55,375,000

備考	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項、山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項及び半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定により県の行う事業については、この表の規定にかかわらず、負担金を徴収しない。事業費に減少が生じた場合は、負担割合に応じて負担の金額を減ずることができる。
----	---

提案理由

農林水産関係建設事業に対する市町の負担については、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項及び地方財政法第27条第2項の規定に基づき議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第98号

国営中勢用水土地改良事業に対する市町の負担について

平成24年度から農林水産省が行う国営中勢用水土地改良事業に要する経費に充てるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第9項の規定により、市町負担金を次のとおり徴収するものとする。

平成25年3月8日提出

三重県知事 鈴木英敬

事業名	区分	市町名	負担率
国営かんがい排水事業	国営中勢用水土地改良事業 負担金	津市 亀山市	事業費の300分の30以内

50

提案理由

国営中勢用水土地改良事業に対する市町の負担については、土地改良法第90条第10項の規定に基づき議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。